第三章の損益計算書において計算規則」に、「基づき」を「おいて」に、「取り崩した」を「任意積立金の取崩高として表示された金額のうち」に、「うち当該不動産に係る金額」を「取崩高として表示された金額」に改め、同項第二号中「おける」の下に「計算規則第二章の貸借対照表において」を加え、「のうち当該不動産に係る金額」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　投資法人の事業年度において第二項の規定により控除された同項第三号に定める金額がある場合における当該事業年度後の各事業年度において次に掲げる金額がある場合には、当該各事業年度の配当可能利益の額は、同項及び前二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した配当可能利益の額に、次に掲げる金額の合計額を加算するものとする。

一　当該各事業年度に係る計算規則第三章の損益計算書において計算規則第五十四条第三項の規定により同項の一時差異等調整積立金の取崩しの額として表示された金額

二　当該各事業年度に係る金銭分配計算書において計算規則第七十六条第二項の規定により任意積立金の取崩高として表示された金額のうち同項の一時差異等調整積立金の取崩高として表示された金額

第二十二条の十九第十項中「減算額」の下に「（計算規則第二条第二項第三十号に規定する一時差異等調整引当額の戻入れの額がある場合には、当該戻入れの額のうち金銭分配計算書において計算規則第七十八条第二項後段の一時差異等調整引当額の戻入額から成る部分の金額として表示された金額に相当する金額を超える部分の金額を含む。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第十一項を同条第八項とし、同条第十二項中「第六十七条の十五第五項」を「第六十七条の十五第四項」に、「第三十九条の三十二の三第十五項」を「第三十九条の三十二の三第十六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「第三十九条の三十二の三第十五項」を「第三十九条の三十二の三第十六項」に改め、同項第一号中「第六十七条の十五第五項」を「第六十七条の十五第四項」に、「第三十九条の三十二の三第十二項」を「第三十九条の三十二の三第十三項」に改め、同項を同条第十項とする。

第二十二条の十九の二第二項第四号中「第百三十八条」を「第百三十八条第一項」に改める。

第二十二条の十九の三第一項第三号ロ中「株式」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。第五号及び第六号において同じ。）」を加え、同項第五号中「第百八十七条第四項第三号」を「第百七十八条第四項第三号」に改め、同号イ及びロ中「第百八十七条第一項第三号ロ」を「第百七十八条第一項第四号ロ」に改める。

第二十二条の二十の二第六項中「第三十九条の三十五の二第十五項」を「第三十九条の三十五の二第十六項」に改め、同条第七項中「第三十九条の三十五の二第十五項」を「第三十九条の三十五の二第十六項」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十五の二第十二項」を「第三十九条の三十五の二第十三項」に改める。

第二十二条の二十の三第五項中「第三十九条の三十五の三第十二項」を「第三十九条の三十五の三第十三項」に改め、同条第六項中「第三十九条の三十五の三第十二項」を「第三十九条の三十五の三第十三項」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十五の三第九項」を「第三十九条の三十五の三第十項」に改める。

第二十二条の二十三第一項中「第三十九条の三十九第九項第一号」を「第三十九条の三十九第五項第一号」に改め、同条第二項中「第三十九条の三十九第九項第二号に規定する財務省令」を「第三十九条の三十九第五項第二号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十九第九項第二号」を「第三十九条の三十九第五項第二号」に、「第八項第二号」を「第十項第二号」に改め、同条第三項中「第三十九条の三十九第九項第三号」を「第三十九条の三十九第五項第三号」に改め、同条第四項中「第三十九条の三十九第九項第四号」を「第三十九条の三十九第五項第四号」に改め、同条第二十二項中「第三十九条の三十九第三十項」を「第三十九条の三十九第二十一項」に、「同条第三十項」を「同条第二十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項中「第三十九条の三十九第二十八項」を「第三十九条の三十九第十九項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「第十七項又は第十八項の処分（第二十条第十七項又は第十八項」を「第二十項又は第二十一項の処分（第二十条第二十項又は第二十一項」に改め、「第六十八条の九第一項」の下に「又は第四項」を加え、「同条第十二項第十二号」を「同条第六項第九号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「第二十七条の四第二十三項」を「第二十七条の四第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第三十九条の三十九第二十八項」を「第三十九条の三十九第十九項」に、「第二十七条の四第二十三項」を「第二十七条の四第二十項」に、「第二十項及び第二十一項第五号」を「第二十三項及び第二十四項第五号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項中「第三十九条の三十九第二十八項の」を「第三十九条の三十九第十九項の」に、「第二十一項において同じ。）の連結親法人」を「第二十四項において同じ。）の連結親法人」に、「同条第二十八項」を「同条第十九項」に、「第二十一項において「分割等」を「第二十四項において「分割等」に改め、同項第三号中「第三十九条の三十九第二十八項」を「第三十九条の三十九第十九項」に、「第二十一項」を「第二十四項」に改め、同項第五号中「第三十九条の三十九第二十八項」を「第三十九条の三十九第十九項」に、「第六十八条の九第十二項第十二号」を「第六十八条の九第六項第九号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第三十九条の三十九第二十三項」を「第三十九条の三十九第十四項」に、「同条第二十三項」を「同条第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第三十九条の三十九第二十一項」を「第三十九条の三十九第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第十項又は第十一項の処分（第二十条第十項又は第十一項」を「第十三項又は第十四項の処分（第二十条第十三項又は第十四項」に、「第六十八条の九第十二項第十号」を「第六十八条の九第六項第七号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「第二十七条の四第十四項」を「第二十七条の四第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第三十九条の三十九第二十一項」を「第三十九条の三十九第十二項」に、「第二十七条の四第十四項」を「第二十七条の四第十一項」に、「第十三項及び第十四項」を「第十六項及び第十七項第五号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項中「第三十九条の三十九第二十一項の」を「第三十九条の三十九第十二項の」に、「第十四項において同じ。）の連結親法人」を「第十七項において同じ。）の連結親法人」に、「同条第二十一項」を「同条第十二項」に、「第十四項において「分割等」を「第十七項において「分割等」に改め、同項第三号中「第三十九条の三十九第二十一項」を「第三十九条の三十九第十二項」に、「第十四項」を「第十七項」に改め、同項第五号中「第三十九条の三十九第二十一項」を「第三十九条の三十九第十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三十九条の三十九第十項第二号」を「第三十九条の三十九第六項第二号」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十九第九項第一号に掲げる」を「第三十九条の三十九第五項第一号に掲げる」に改め、同号イ中「第三十九条の三十九第九項第一号」を「第三十九条の三十九第五項第一号」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、同号ロ中「第六十八条の九第十二項第一号」を「第六十八条の九第六項第一号」に改め、同項第二号中「第三十九条の三十九第九項第二号」を「第三十九条の三十九第五項第二号」に改め、同項第三号中「第三十九条の三十九第九項第四号」を「第三十九条の三十九第五項第四号」に改め、同項第四号中「第三十九条の三十九第九項第五号」を「第三十九条の三十九第五項第五号」に、「特定中小企業者」を「特定中小企業者等」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　施行令第三十九条の三十九第六項第四号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた知的財産権の使用料の額は、法第六十八条の九第六項第一号に規定する試験研究費の額のうち施行令第三十九条の三十九第五項第六号に掲げる知的財産権の使用料の額であつて当該連結親法人又はその連結子法人が特定中小企業者等（中小事業者等に限る。）に対して支払つたものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額で、当該金額を支出した連結事業年度の連結確定申告書等に当該監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。